

最低制限価格の取扱いについて

臼杵市が競争入札に付する建設工事の最低制限価格について、次のとおり取り扱う。

1. 適用時期

平成29年10月1日以降に開札を行う工事を対象とする。

2. 算定方法

(1) 制限割合を算定後、(2)により最低制限価格を算定する。

(1) 制限割合の算定

●制限割合の算定式

$$\frac{(\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費} \times 55\%) \times 1.08}{\text{設計額}}$$

(注 1) 「直接工事費×97%の額」、「共通仮設費×90%の額」、「現場管理費×90%の額」、「一般管理費×55%の額」、のそれぞれの額に 1 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

上記の合算額に 100 分の 108 を乗じて得た額を設計額で除して得た割合（小数第 3 位を四捨五入し、第 2 位までとする。）

(注 2) 共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

●制限割合の適用範囲

$$7/10 \leq \text{制限割合} \leq 9/10$$

(注 3) 制限割合の計算結果が、適用範囲の下限值（7/10）を下回る場合は 7/10 とし、上限値（9/10）を上回る場合は 9/10 とする。

(2) 最低制限価格の算定

●最低制限価格の算定式

$$\text{予定価格} \times \text{制限割合}$$

(注 4) 1 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。